

建設現場における受発注者の業務効率化や新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、工事の監督検査業務における『遠隔臨場』を試行します。

- 『遠隔臨場』とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものです。
- 当面の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が必要であることから、原則として全ての工事を「発注者指定型」として試行の対象とします。
 - ▶「発注者指定型」としているため、遠隔臨場の試行にかかる費用の全額を技術管理費に積み上げ計上します。（当初設計では見込んでいないため、変更契約の際に計上します）
 - ▶「発注者指定型」としてありますが、工事を受注されて工事内容・現場条件など確認されたうえで、遠隔臨場を「試行する・しない」を確認いたします。
 - ▶本試行においては、遠隔臨場実施における加点評価は行いません。また、未実施による減点も行いません。
- なお、契約済みの工事においても対象となります。

○当面の間、すべての工事を遠隔臨場の試行工事 (発注者指定型)とする

試行工事(発注者指定型)とは？

- ・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。
- ・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・試行を実施しなくてもペナルティはなし。

国土交通省 HPに掲載

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
(案)

令和2年3月

国土交通省 大臣官房技術調査課

建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領
(案)

令和2年3月

国土交通省 大臣官房技術調査課

概要

